

日野町議会定例会会議録

令和8年6月定例会

令和8年6月15日（第4日）

開議 9時00分

散会 11時30分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	縄稚隆司
総務主監	吉村俊哲	厚生主監	福田文彦
産業建設主監	嶋村和典	教育次長	正木博之
総務課防災危機管理担当課長	岡本昭彦	税務課長	杉村光司
企画振興課長	大西敏幸	交通環境政策課長	小島勝
住民課長	増田武司	福祉保健課長	芝雅宏
子ども支援課長	森弘一郎	農林課長	奥野彰久
商工観光課長	加納治夫	建設計画課長	杉本伸一
会計管理者	三浦美奈	学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一
生涯学習課長	齒黒香織	生涯学習課歴史文化財担当課長	岡井健司

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 園城久志 議会事務局書記 奥村好美

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 10番 | 加藤 和幸君 |
| 5番 | 柚木記久雄君 |
| 12番 | 中西 佳子君 |

会議の概要

－開議 9時00分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

先週に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

10番 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） おはようございます。

それでは、通告書にのっとりまして、今日、一番最初ですけれど、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1つ目は、騒音・低周波公害についての訴えとその対策についてということで、若干の添付資料をつけております。簡単なものですが、それをご参照ください。

今春、東桜谷地区の方から、夜中に断続的に工場騒音が聞こえて、よく眠れないと。低周波公害と言われるもの、それを添付資料につけさせてもらいました。本来、環境省のものをつけたほうがよかったのかと思うんですが、ちょっと資料が膨大にわたりましたので、スマホのAIによるものです。簡単な定義が書いていましたので、それを使わせてもらいました。

低周波公害と言われるものではないかという旨の訴えを伺いました。ある程度聞き取りを進めていくと、その感じ方には非常に個人差があって、近隣の方でも、あるいは同じご家族の中でも、「私はそんなことを感じひんで。気にならへんで」と、そういうようなケースが往々にしてあることが分かりました。

発生元と思われる工場からやや離れた3集落、大体1.5キロから2キロまでぐらいのあれになるかなと思うんですが、直線距離で。それで、鳥居平の本郷、いわゆる新田でないほうですね。鳥居平の本郷、それから中之郷、それから佐久良辺りで騒音を感じるというふうに言われた10人余りの方のお話を総合すると、1つ目は、騒音は夜中と早朝がひどい、寝ていても目が覚める、臭いも伴っている、これは一、二年前から気になっていると、そんなふうにおっしゃいます。

発生元はその音のしてくる方向からして豊通ペトリサイクルシステムズ、鳥居平の新田の端っこになりますね、地先といいますか、そこだというふうと思われると、そんなふうにおっしゃっています。

また、それであれば工場直近の方はどうなのかなということで、本当に工場の直近は安部居団地です。その安部居団地にお住まいの、Aさんというふうにしておきますが、そのAさんは操業開始、会社の概要によりますと操業開始は2022年10月から24時間稼働を行っていると、このように書いてあります。その操業開始直後から夜通し騒音がひどくて寝られないので、町の広報に投稿をしたと。お困り事等があればお知らせくださいとか、何かそういう欄に投稿しましたと。そうしたら町から測定に来られたんだけど、その後もあまり改善されていないというふうなことでありました。これは私の聞き取りです。

そこで私は、先日そういう幾つかの声を基にして、同社、豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社を訪問して、もちろんあらかじめ電話で、これこれこういう旨で寄せていただく、そういうことでよろしいかというふうに言った上で訪問させていただいたわけですが、訪問させていただいて住民の皆さんからの要望を伝えて対応を伺いました。そのときの概要は次のとおりです。

1つ目は、機械を動かしている以上、一定の音や臭いは出る。それはそうでしょうね。ゼロにはできないが、基準は守っている。振動、音、臭気は基準値に収まるようにしていると。

2つ目は、住民さんからのご意見ということだが、鳥居平の代表の方には、ちょうどいらっしゃったときに、会社の施設見学かなんかそんなんがあったみたいです。それで、いらっしゃったときに代表の方からは何か苦情はありますかというふうに伺ったと。ところが、何も苦情は聞いていないと。住民さんの受け止め方は様々で個人差があるので、町のほうで集約してお話を頂ければ、できる範囲で対応させていただくと。

これらのことを踏まえて、ここで一般質問で町としての対応をお伺いいたします。

1点目です。直近地の住民が、直近地の住民というのは安部居団地の方です。安部居団地の方が早い時期に投稿したのを受けて町が対応したとのことでありますが、そのときの苦情内容、投稿したということですから具体的に紙で書かれてあったんだと思うんですが、その苦情内容とそれへの町の対応。例えば、いつ測定されたのか、あるいは場所はどこで測定されたのか、あるいは測定方法は機械を使ったのが、どういう測定をされたのか、それから何回ぐらい測定されたのかなど、そういった町の対応、それから、測定した結果どうなったのかという結果の概要を伺います。

2点目。今年に入ってから苦情、低周波公害と違うかというふうに言っておられる今年に入ってから苦情は町として聞いておられますか。

それから3つ目は、低周波公害ではないかという声もあるんですが、このことを町としてどう受け止めておられるのか。また、低周波公害ということの定義である

とか、あるいは測定できるのかどうか。一般的な騒音であれば測定できますね。何デシベルとかそういうふうな形ですぐに測定できるかと思うんですが、測定はできるのかどうか、その辺りについてもお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

騒音・低周波公害についてご質問を頂きました。

1点目の、苦情内容と町の対応については、隣接する事業所からの機械音に関する騒音についての投稿を受け、町において現地確認を行うとともに、当該事業所に聞き取りを行い対応を求め、対策を講じられたところです。

次の、今年に入ってから苦情については、一部の地域において低周波騒音に関する声がありましたので、現在、聞き取り等を行い、事実確認と状況の把握を進めているところです。

次の、低周波公害ではないかとの声をどう受け止めているかについては、まずは事象の把握と原因の特定に向けての調査が必要であると考えております。

定義については、法律に基づく規制基準が定められておりませんが、低周波によって心身の不調や建具等のがたつきなど、物に影響が生じている状況と考えています。

次に、測定の可否については、環境省が定める「低周波音問題対策のための評価指針」の参照値に照らし、測定することは可能と考えております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 通告書を出した後にちょっと気づいたことを、再質問する前にちょっと若干、付言しておきます。

まず、通告書でも述べましたように、この問題は一住民さんからの低周波公害ではないかという訴えからスタートしたものです。ところが、聞き取りを進めているうちに、いわゆる一般的な騒音の問題を訴える方も多くて、どちらかといえばもうそのほうが多いんですけど、ちょっと論旨を私も混在させてしまいました。

そこで、改めて、騒音に関する部分と、それから低周波公害に関する部分は分けて考える必要があるというふうに思います。ただ、町としての対応については両者を念頭に置いて、基本的には変わらないかと思うんですけど、そのような形で再質問させていただいて、お答えを頂きたいというふうに思います。

それから、質問の根底には、昨年度から取り組まれている町の環境基本計画、2025年から30年までの環境基本計画に言う「生活環境」「典型7公害」という項目がありますけれど、それがあると思います。

僕も取扱いをする最初の段階であんまりそのことを重視していなかったんですけど、したがって、町として積極的に取り組むことの必要性というのは、基本目標の4-2「自然と共生した快適な生活環境の実現」の施策の1つ、「公害の防止と監視」を生きたものとする上でも求められるものであるというふうに思います。そのことも念頭に置きながらご回答いただきたいというふうに思います。

その上で、再質問させていただきます。

1点目、まず騒音の件ですけれど、24時間操業が始まって間もない頃に、直近の住民さん、安部居団地の住民さんですけれど、から投稿があったので、それを受けて町において現地確認を行ったというふうなことでした。

これは今も言いましたように安部居団地のことと思われませんが、1つ目、それはいつのことですか。何年何月何日という日まで分からなくても、大事なことは季節がいつだったのか、そして夜、昼、測定されたのは夜だったのか昼だったのか、その辺のところが一番ポイントになるかなというふうに思いますので、いつ測定されたのかを伺います。

それから2点目は、どこで測定されたのか。恐らく、まだその了承を得ていなかったらそんな企業の中へは入れないかと思いますので、フェンスの外かと思うんですけれど、フェンスの外、あるいは、訴えられた方のお名前も分かっているというふうに思いますので、投稿されたのは多分あれだと思いますので、そのお宅へ伺って、そして測定されたのか、その辺り、どこで測定されたのかを2点目として伺います。

それから3点目は、どのような内容の調査をされたのか。測定器で音を測ったのか、それもデジタルのものであるとかいろいろなことがあるかと思うんですけれども、専門的なことは私も分かりませんが、どのような内容の調査をされたのか。

それから4点目は、当該事業所に聞き取りを行ったというふうなことを今おっしゃったんですけれど、それはいつ行われたのか。その測定の前か後かということも含めて、何年頃にその聞き取りをされたのか。

そして5点目は、どういう対応を求められたのか。住民さんからこういう声があるのやけれどということで、どういう対応を求められたのか。

それから6点目は、それによってどのような対策が講じられたのか。こういうふうに、これこれこういう苦情がありました、よろしくお願いしますというふうに言ったら、工場のほうは対策を講じられたのだと思うんですけれど、具体的にどんな対策をされたのか。例えばフェンスを高くするとか何か防音壁を作るとか、何かそういうような対策、具体的な対策があったのかと思うんですけれど、どのような対策が講じられたのか。

それから7点目は、投稿者に対して返答されたのか。町のほうから投稿者に対し

て、このようなご意見をお伺いしましたので企業さんとも相談の上このような措置をいたしました、それでいかがでしょうかというふうな返事をされたのかどうか。僕も確認していないんですが、もしお名前が分からなかったのであれば、その方は広報を見たということを言っておられたので、広報に掲載するとかそのようなことはされたのかどうか。

騒音の件については以上7点をお伺いしたいと思います。

それから、はじめに申しましたように、騒音と低周波公害については分けて考えなあかんやろうということで、2点目と3点目については併せてお伺いいたします。

町のほうで把握を進めているというふうなご回答でしたけれど、把握はどの程度今進んでいるのか。被害の分布状況、どれくらいの集落でどれくらいのところに散らばっているのか。あるいはその深刻度はどうなのか。夜寝られへんとか健康被害というふうなことがどの程度あるのかとか、そういう辺を町のほうとしてはどういうふうに捉えておられるか。

それから2つ目は、企業さんにお話を伺うと、うちは24時間操業ですと。変わらない操業をしておりますと。だから、昼間と夜とが、特にほんで夜がやかましいというふうにおっしゃるんだけど、特に夜が多いとか、それから夜の時間帯で、この時間帯は特に操業が激しくなるとかそんなことはしていないというふうにおっしゃるんですが、住民の方によると低周波の発生らしきものはコンスタントではないということをおっしゃるんです。

1時間ぐらい続いて静かになる時期があって、また聞こえてくると。だから余計に睡眠障害になるんだと。もういっそのこと同じ音量でずっとあるんやったら、ほらもうそのような対応をして、もう考えなあかんねやけれど、あ、収まったなと思ったり、それから、あ、また出てきたなというふうな、そういう波があるんだと。

これ、どういう現象というふうに考えられますか、町のほうでそこら辺について把握されているようでしたら、お答えいただきたいと思います。

それから3つ目ですけれど、原因の特定と対策は、これは可能というふうに町としては考えておられるのか。低周波公害というのは大変分かりにくい、恐らく専門家でもきちんと説明できない。いろんなものを見ていますと、例えば家庭用のエコキュートとかああいうのなんかは非常に低周波騒音の出てくる大きなものだと。そういうふうなこともあって、いろんなものから出てくる。

しかし、この方がおっしゃるように、これはどう考えても工場からのものというふうにしか思えない。その特定はできるのかどうか、それから、それに対して対策は可能なのかどうか、その辺りを町としてお伺いしたいと思います。

4点目ですが、測定は可能だというふうに考えていると、そのように先ほどおっしゃったんですけれど、普通の一般の騒音であれば測定器は割と簡単にあるかと思

うんですけれど、低周波公害を測定するような機器というものはあるんですか。あったとしても、結構、値段はかさむんじゃないかなというふうに考えるんですけれど、専門業者などに依頼するとすれば費用はどの程度かかるのか、その辺のこと。あるいは、企業さんにこれはやってくれというふうに言えるのかどうか、そこら辺も教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（小島 勝君） ただいま再質問、全部で11点になるかと思います。

順次お答えさせていただきます。

まず、騒音の関係のほうから、現地確認をいつしたのかというところでございます。実はこの広報の件で、投稿を頂く以前からも1件この騒音についての住民さんからの被害の相談がございまして、令和5年2月、こちらの日に現地に赴いて確認させていただいたというのがまず1点目でございます。

どこで測定したのかというところでございますけれども、騒音規制法では工場さんの敷地の境のところでは測定するというふうになっていますので、安部居団地の方面を向かって、その境のところでは測定させていただいたというのが2点目です。

どのような調査であったかというところでございます。調査の方法につきましては、騒音測定の方法で幾つか方法があるんですが、人間の聴覚の特性に近いA特性という測定方法で企業さんのほうが測定されたというところがございます。

次に、いつ行ったのかというのは、先ほどと重複するんですが、1回目の苦情があったのが令和5年2月、「住みよいまちづくり」への投稿があったのが令和5年11月でございますので、そのときに企業さんに対応を求めたというところがございます。

どういう対応を求めたかというところがございます。まず、本当に騒音、法令の基準内に収まっているかというところでは測定いただくのがまず1つございます。それと、苦情元である方との、1回目の相談のときには本人さんが特定されていましたが、その方への対応をお願いしたところがございます。

次、6点目です。それによってどういう対応がされたかというところがございますが、まずそちらの、安部居団地側に向かって工場の排気口があったんですが、そこを閉じていただいたというのが1つと、ドアのほうを防音のドアに変更を当時いただいております。

次に7点目、町からの本人さんに返答でございますが、企業さんからその騒音の苦情があった方に説明いただいたという報告を頂いておりますことから、当時、直接町のほうからその方へは返答のほうはしていない状況でございます。

次に、低周波の関係でございます。把握はどの程度進んでいるのかというところでございます。議員の資料にもありますとおり、個々で感じ方が様々というところ

がございますので、まずは佐久良、中之郷の区長さんに区内でそういった方はいらっしゃるかどうかというところで把握の協力のほうをお願いいたしました。深刻度はどの程度かというところで、これからそれは順に解明していくというところになるかと思っておりますので、現在はそのような状況でございます。

次に、24時間営業で、昼、夜、時間帯によって現象のばらつきがあると。どういう現象なのかというところでございます。まだこれから実態は解明していくことになるかと思うんですが、季節なり気候なり気温なりによって空気の層が上下したりします。そのことによって音の反動なりが影響するのではないのかなということを今のところ、これは予測でございますけども、そういった影響があるのではないのかなというふうに考えてございます。詳しくは調査をしないと分かりませんが、そのようなことが考えられるのかなというふうに考えています。

10点目です。原因の特定が可能ということやけど対策はできるのかというところでございます。これ非常に難しい対策になるのかなというふうに思っております。議員も環境省の手引を見られたかと思っておりますけども、この問題を解決するには、やはり被害に遭われている方の協力、企業さんの協力、双方の協力がなくなかなか解決しないというところで、実際に夜に被害が出ているのであれば、夜その居室で機械を置いて、その時間に測定するという必要になってきますので、そういったことでは、対策には双方の協力が必要かなというところで、かなり難しいし、時間も相当要するかなというふうに考えているところでございます。

最後でございますが、費用はどれぐらいかかるかというところでございます。町では低周波を測定する機械のほうを現在持っていないんですけども、調べたところ、やはり高いもので数百万円、機械だけでかかりますし、実際に客観的に数値を立証していくとなると、環境測量士さんなり国家資格を持った方の測定によってやるということになりますので、ここの費用についても今後どのようなことでやっていくかというところです。この件について滋賀県の環境事務所のほうに相談をしております、県のほうで機械をお持ちですので、機械は借りられないかなというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） そうしたら、若干の再々質問をさせていただきます。この問題については、やっぱり一定でないというのか、その辺りが一番のポイントかなというふうに思っているんです。だから。

ちょっとややこしい。すみません。

まず騒音の件については、今、測定をされたいきさつとかその辺りを伺いました。騒音を感じるという安部居団地の方のご意見として、対策は確かに講じはったようや、排気口を閉じてドアを付け替えみたいなことをしはった、けどあんまり効果

あらへんど、ほういうような意味のことをおっしゃっています。

だから、そういう意味で、一応気にはされていたようなんですけど、それを具体的にどういうふうにしてもらうのかということで、再度またその企業さんとの詰めが必要かなと思うんですけど、その辺りは考えておられるのかどうかということ、単純騒音についてはまず伺っておきたいというふうに思います。

それから、投稿者については、企業さんから返事はしたので町からはしていないというふうなご回答やったんですけど、やっぱり町からもしていただきたいし、企業さんのほうがその住民さんに、あんまり聞いたという覚えもないねんけどなというふうな言い方をしたりしておられるので、やっぱり町から責任を持って、企業さんにこういうふうに求めた、ほんで企業さんはこういうふうにされた、どうでしょうかというふうなことを言ってほしいなと思うんですが、その辺りはどうでしょう。その2点ぐらいです。

それから、低周波公害の問題、これは大変難しい問題で、ある程度そういう専門的な知識も必要かなというふうなことを思います。それから、双方の協力が必要だと。被害者と言われる方と、それから企業さんとの双方の協力がないと進めることが難しいと。そういう意味ではなかなかこれ、僕も企業さんとお会いして話を伺っていたときの印象で言うと、うちは基準は守っているんだと。恐らくそうでしょう。まして低周波公害ということについては明確な基準というものが分からないわけですから、そういうふうな意味では、うちとしてはもう努力をしていると言われると、なかなかそれ以上はもう進めないんじゃないかなというふうに思うんです。強制力を持つことができませんからね。

だから、そういう意味で、企業さんと町のほうでも話をさせていただいて、そして、納得のいくように進めていただくというのかな、その辺が大事なんじゃないかなというふうに思います。そこら辺どういうふうにお考えなのかというふうなことを伺います。

議長（杉浦和人君） 交通環境政策課長。

交通環境政策課長（小島 勝君） 再々質問を3点頂きました。

3点目の質問から先にお答えさせていただきます。双方の協力、規制する法律がないのでなかなかという話でございます。

そうはいえ、住民さんの心身等の不調があるということでしたら、町としては企業に改善を求めるというのは当然のことであるのかなというふうに私は思っております。やはり住民さんの生活環境、これに影響が出ているのであれば、企業さんに対応を求めていくというのは基本的なスタンスかなというふうに考えています。

そういった上で1点目のところでございますけど、やはり一定対策はされましたが、まだそこに住民さんの生活環境、体調等に不良が出るという影響等がございます。

したら、やはり企業さんにさらにそこは求めていく必要があるのかなというふうに考えています。

2点目の町からの報告、これについては以後そのような形でできればというふうに考えてございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） もう質問はできませんので、要望という形にしておきます。

大変力強い決意を頂いたというふうに了解しております。特に住民さんに対する対応については、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ちらっと僕ははじめに言いましたけれど、環境基本計画、いよいよ具体化して実現に向けていくわけですから、その一環としてやっぱり努力をされたいなというふうな、これ要望事項です。

2つ目の質問に移りたいと思います。2つ目の質問は、日野町林業センターの休日の貸室停止という事態についてです。

日野町林業センターの指定管理者は昨年12月定例会議の議決によって、引き続き滋賀県森林組合、ここに令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定管理者としてお願いすると、こういうことが12月定例会議で定められました。多くの町民さんも私たち議員も、従来の利用が継続されるものというふうに思っていました。

仕様書には休館日というのが書かれています。その記述は土日とか祝日とかそれから年末年始とか、そういう休館日の記述はあるんですが、これは従来どおりです。今までからも同じように休館日の記述はございました。

ところが、今までは、土日等のセンター業務は停止なんですけれど、ホールや研修室等の利用は可能でした。また、従来、諸会合に利用できていた隣接する勤労福祉会館のホールが、その前、2年前でしたか、ひだまり事業所として使用されることになったために、役場周辺における30人から50人規模の収容施設が、土日等においては、わたむきホール虹、それから日野公民館ぐらいしか利用できないことになりました。

また、そのこともあってか、わたむきホール虹や日野公民館などの休日利用申請が以前よりも取りにくくなったと、このようにおっしゃる住民さんの声も聞いております。

そこで、4点お伺いいたします。

まず1点目ですが、今年4月以降、土日等の貸室が停止されるようになった、そのいきさつ、およびその理由をお伺いします。

2つ目は、昨年12月会議に指定管理者選定の議案が出ましたので、その時点ではそのこと、そのことと申しますのは、つまり4月からは土日貸室も行わないということは協議されていなかったんですか。その辺りを伺います。

3点目。近年のセンター休日におけるホールやとか研修室等の利用実績、つまり、館は閉鎖しているんだけどホールやとか研修室は使えたという、その利用実績を伺います。

4点目。休日に利用できるほかの施設の空き状況を伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 日野町林業センターの土日・祝日の貸し館停止についてご質問を頂きました。

1点目の、今年4月以降、土日・祝日の貸館が停止されるようになった経緯と理由については、日野町林業センターの設置および管理に関する条例では、土曜日および日曜日、国民の祝日を休館日と定めていますが、これまでから指定管理者の努力により、第2・第4日曜日を除く土日・祝日は貸館利用を可能にしてきました。

昨年10月に開催された第2回日野町林業センター指定管理者候補者選定委員会において、指定管理者候補者より、設置条例どおりに土日・祝日を休館としたいとの相談がありました。4月以降の人員体制の確保が難しく、管理費用が赤字であることが理由となっています。

しかし、選定委員会の審査において、休館にすることは利用者への影響が大きく、施設の利便性を低下させるため、可能な運営方法を協議するべきとの意見があり、町と指定管理者候補者と協議をしましたが、土日・祝日に利用いただけるようにすることはできませんでした。

2点目の、昨年12月の時点で協議があったのかについては、先ほど答弁したように、第2回日野町林業センター指定管理者候補者選定委員会で相談があり、協議を行っております。

3点目の、近年の林業センターの土日・祝日におけるホールや研修室の利用実績については、令和5年度は72件、令和6年度は66件、令和7年度は61件となっております。

4点目の、休日に利用できる他の施設の空き状況については、勤労福祉会館はホールが廃止となりましたが、林業センターの研修室程度の人数であれば101会議室と201会議室を活用いただくことが可能です。直近5月の貸館状況では、土日・祝日で101会議室と201会議室の両方が埋まっていったのは1日のみでございました。

その他の施設の状況については、教育長から答弁させていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 教育施設につきましては、私のほうから答弁させていただきます。

時期によって利用頻度が変動するため、あくまで利用状況の印象を通年に押し並べた様子となりますが、わたむきホール虹のふれあいホールは、土曜日・日曜日の

どちらかに利用が入っているという状況で、稼働率は50パーセント程度です。会議室や研修室につきましては、土曜日はサークルやカルチャー教室による定期利用で多くの使用がされていますが、日曜日は比較的空いており、稼働率50パーセント程度となっています。

日野公民館の多目的ホールや会議室、研修室は、土曜日・日曜日は比較的利用がありますが、あらかじめ日程の相談を頂くければ、利用申込みに応じていただけることを確認しております。ちなみに、日野公民館のホールの6月の予約状況は49.9パーセント、西大路公民館のホールで21.4パーセントとなっております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、再質問をさせていただきます。休日の貸室停止に至ったいきさつを、ちょっと時系列に沿いながら再質問をさせていただきたいというふうに思います。

1つ目は、まずその理由ですけれど、昨年10月に林業センターの指定管理者候補者選定委員会というのが行われたと。募集方法は、これは公募ではなくて、あらかじめ滋賀県森林組合というふうにされていました。その理由については選定結果の冊子にも述べられていますし、専門性を持った者であって、そして今までからずっとそういう形で来たということで、これを公募にして、例えばほかの人が募集してきてもこれはなかなか難しいだろうというふうに思いますので、そのこと自体は別に問題ではないと思っています。最初からもうだから滋賀県森林組合ということであつたと。

その点はいいいんですけれど、その場で候補者のほうから、設置条例にのっとって、言わば文字どおり全面休館にしたいと。今までは館は閉鎖をしていた、もちろん事務所なんかは閉まっているんだけど、部屋の使用については許可をしていたと。それも文字どおりもう全面休館にしたいというふうにおっしゃったと。

その理由は何かという、今のご回答によると、管理費用が赤字で人員確保が困難やと、こういうように指定管理者の滋賀県森林組合がそのようにおっしゃったと。

予算書を見てみますと、令和7年度までは委託費が年間259万3,000円、そこを令和8年度の予算書では309万2,000円。ちょうど50万円ほど上がっているわけですが、これも指定管理者の選定の結果のとおりです。予算書と同じです。

この中に施設管理やとか委託の人件費も含まれていて、これでは従来どおり休日の開錠・施錠、安全管理をする方の人件費が出せないと、こういうふうなことなのでしょうか。その辺りのこと、いきさつをもう一度伺います。

それから2つ目は、運用事項の周知やとか広報の時期の問題です。

私はこのところが非常に大事ななというふうに思っているんですけれど、先の回答によりますと、もう既に昨年10月の時点で、従来のような休館日の貸室利用は

令和8年度からはもうできないんだというふうなことが、あらかじめ指定管理者とそれから町との間で了解されていたということになるわけですね、どうもお話をお伺いしていると。

これは言わば設置条例の運用変更というかそんな形で、休館日は土日というのはもう書いているわけですから、その運用の変更に当たるというふうに考えられるわけですが、12月会議の指定管理者選定報告の中で、なぜ来年4月からは文字どおり利用はしていただけませんよと、変更点としてなぜ説明されなかったのかという点を伺います。

結局、利用者は3月中旬の窓口の貼り紙で初めて知らされることになったと。「えっ、こんなことになったんかいな」と。「議会で決めたん違うのかいな」と言われて、私も確かに指定管理者の選定に賛成しましたから、これはえらいこっちゃなというふうに思ったんですけど、それで、商工観光課の産業建設主監にそういう話をしたんですけど、これではあまりにも住民さんに対して不親切ではないかというふうに思うんですが、その辺りを伺います。

それから3点目は、利用実績等、利用者の意向を聞き取っていたのかという問題です。

休館日における利用はこの3年でトータルすると199件、平均すると毎年66件の利用があることになります。これはならすと毎週土日のいずれかに少なくとも1件以上の利用があったことになります。林業センターのホールや研修室。これはある意味で少なくない数字だというふうに思うんですが、今までからよく利用していた団体の意向は聞かれたのでしょうか、その辺りを伺います。

それから4つ目は、林業センターの管理運営の基本的な考え方と休日利用における安全管理上の問題、この点を伺います。

選定資料の中に「基本的な考え方」というのがあるわけですが、その林業センターの「基本的な考え方」の冒頭にはこう書いてあるんです。これ僕もびっくりしたんですけど、「日野町林業センターの単なる施設や設備を住民に提供する場所にとどまるだけでなく」云々と。つまり、林業の発展と産業の振興に資するというふうな言葉は後に出てくるんです。

普通考えたら、こういう基本的な考え方というのは、林業の発展やとか日野町の産業の振興に資するための施設であって、併せて住民さんの利用の便に提供するというふうな、普通はそういう順番と違うかなというふうに思うんですが、この林業センターの設置の基本的な考え方のところは、そういう林業振興ということよりも、まず住民に提供する場所というふうなことが優先されていると。

優先とは書いていませんけれど、そういうふうなことが先に出てくる。「うん？」というふうに思ったんです。そうした考え方に立てば、まず住民に提供することが

優先されるというものであれば、そうならないん違うんかと。その辺が気になりました。

それから、もう1つ先の回答で気になったのは、休日の利用については指定管理者の努力でなされてきたと、こういうような説明がございました。その言葉の意味するところは十分理解できます。私はイメージできます。そのことに感謝はします。指定管理者の努力によって休日を開けてきたと。

それは、けど、本来のあるべき姿ではないですね。幸いにも今まで休日の利用時に大きな事故とかそういうことはなかったというふうに認識しているんですが、もし万一重大な事故等が起これば、指定管理者と町が責任を負う、そのことを前提としていたのであって、今後もそうであるという理解でよろしいか、その辺りを伺います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（奥野彰久君） ただいま、加藤議員さんのほうから何点かのご質問を頂きました。

1つには、土日・祝日の開錠・施錠、安全管理の人件費のことでご質問です。

指定管理委託業務は条例にありますとおり開閉日時を前提としていますので、職員人件費は平日の昼間分を、管理委託業務費用は平日夜間分を想定して算出しています。指定管理者は管理業務を受託する中で努力により土日・祝日の開業を実施いただいていた経過があり、土日・祝日の管理に対しての職員の出勤や管理委託経費の捻出が困難であるという相談があったものです。

令和8年度の更新で指定管理料が増額していますのは、人件費や光熱水費、夜間管理や定期清掃などの業務費が上昇しているというところから見込んだ算出です。

次に、12月会議の指定管理者候補者選定報告の中で、なぜ変更点として説明しなかったのかという点につきましては、指定管理者の選定とは直接的な内容ではないとこちらのほうが判断したため、報告・説明するべきであったという認識が不十分となりました。

次に、利用者が3月中旬の窓口貼り紙で初めて知らされたことになって、住民に対して不親切ではなかったかという問いです。

周知方法については指定管理者の滋賀県森林組合と相談し、指定管理業務の利用対応でふだんよく使われる方とのつながりができていますので、影響のある団体関係者と直接顔を合わせて話をすることが丁寧な対応であると判断し、指定管理者からの説明をお願いしました。その一環として貼り紙をされたものです。結果的には、広く住民の方への周知には至っていなかったというところ です。

次に、土日・祝日に利用された団体の意向は聞いたかという問いです。指定管理者の日常の利用窓口において一部の利用者に聞き取りはしたことはありますが、利

用者全員の方に意向調査ということは実施しておりません。

次に、住民に提供することが優先されるはずなのに、そうっていないのはなぜかということです。

日野町林業センターは、林業協業の拠点として地域林業の発展と産業としての振興をすることを目的に設置された施設ですが、貸館の現状としては地域の様々な方にご利用いただいております、住民の利用施設として指定管理者の滋賀県森林組合に管理・運営いただいている状況です。

地域周辺ではわたむきホール虹や日野公民館といった公共施設がありますが、4月以降、住民の方のご意見をお聞きし、土日・祝日の利用をいただく住民の皆さんにとってご不便をおかけしたということを確認しております。

次に、万一重大な事故が起これば指定管理者と町が責任を負うことを前提としていたのもであり、今後もそうであるかという問いにつきましては、議員ご認識のとおり、貸館時の施設管理を外部委託しているにしましても、指定管理者と町が責任を持つということになっています。

土日・祝日の貸館業務については住民の方からご要望も頂いており、現在、利用ができるように指定管理者の滋賀県森林組合と協議をしているところです。そのためには、4月以降の指定管理業務の内容で対応することが難しいため、予算の部分も含めて今後協議を行い、契約していけることを想定して、ただいま協議を進めているところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、再々質問ということでさせていただきます。

基本的には、今、最後のご回答で、今後は貸館管理業務として契約することを想定して、ということは予算化もして、今すぐにはできないけれど予算化もして、そしてその方向で考えていくと、そういうご回答を頂きましたので、そういう方向でお願いしたいというふうに思います。

ただ、2点目の部分、2つ目の部分がちょっとどうもまだはっきりしない、気になるんですけど、指定管理者の選定は林業センターの場合はあらかじめ滋賀県森林組合に依頼することが決まっている、そういう議案ですよね。だから、普通によればそんなに、何というかな、何も難しく紛糾するようなところはないわけです。公募によって指定管理者を決めるのではないだけに、だから、運用事項の変更なども明らかにした上で選定すべきであったと、そのように私は考えます。

この点、議会の12月定例会議の質疑で確認しなかった私たち議員の側にも非がないわけではないわけですが、やはり説明があつてしかるべきだというふうに考えるんですが、この辺りはどうでしょうか。

指定管理者と町が協議をされたのが10月だと。議会への提案は12月初め、12月議

会の議案の提案を11月末からなされて、そして12月の当初に町長提案があるわけですね。そこまでに1か月余りかかっている。

議決が12月末ですから、貼り紙をするまでに約2か月余り、これも余りありますね。通して計算をすると、もう約5か月近くあるわけです。協議をされてから約5か月近く。これだけの時間があるわけですね。つまり、もう分かっている、皆さんに広報するまでの時間がこれだけあると。

これは、悪く解釈すれば、もうこれ以上延ばせないというリミットまで伏せておいたというのか、そういう言い方をしたら大変失礼かと思うんですけど、つまり、そういうところまで発表しなかったというのは、これは問題ではないかなというふうに思うわけです。その辺りはどういうふうに考えておられるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（奥野彰久君） ただいま、加藤議員さんからの再々質問ということで2点頂戴いたしました。指定管理者の選定にあたって変更内容の説明があつてしかるべきではないかという点と、再検討できないリミットまで伏せておいたということはどう受け止めているかという2点でした。

町のほうでは再検討できないリミットまで伏せたという認識ではございません。指定管理者さんと協議を行い、このように進めてきたということで、先ほども言いましたが、そこを伏せたというような認識は持っておりません。

指定管理者の選定の説明にあたりましては、今回のような貸館業務の変更など、住民の方の利用に影響を与える内容など、十分認識を持って今後の説明は十分注意をして努めてまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） もう質問はできませんので、要望です。

私もそんなに、わざと隠したなんて、そんなことは考えたくないんですけど、だから、今後このようなことがあった場合、もう決まってから発表するんじゃないし、できれば再検討も可能な時点で提案いただきたい。これを要望事項というふうにして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、5番、柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） それでは、5番、柚木から質問させてもらいたいと思います。

まず1番目が、日野町結婚新生活支援補助金の制度の利用拡大に向けてということで話させていただきます。

国勢調査の速報値が今般発表されました。また、役場から月々発表される集落別人口情報でも、調査方法が若干違うものの、ほぼ2万人の数値となっています。5年ごとに行われる前回の国勢調査からは954人の減少で、また、毎月発表の集落別

人口の前年比では年200人程度の減少となっています。200人というのは、各地区別に同規模の集落を見てみますと、例えば村井西之宮町、蓮花寺地区、清田地区とか中之郷地区とか十禅師地区とか鎌掛地区でしたら住民が600名なので、3分の1の人口が毎年減少していることになります。

私が議員になりました3年前の役場では、この頃は「日本中の人口が減少するのだからやむなし」の雰囲気があったように感じました。この空気がこの町のかじ取りを遅らせたのではないかと考えています。諸般の事情があったでしょうけども、結果的に人口減少の波にのまれてしまいました。

住民の皆様からは、「自治会の共同作業で動ける人が少なくなり、仕事がこなせない」「地域の会議体（公民館とか）に人を送り込めない」「人手不足で消防団に人を送り出せない」「祭りができない」という声が必然的に上がってきています。人口の減少は、商業の面でいえば、全国にあるチェーン店とか銀行の店舗の減少につながります。ひいては町の商工業の体力低下にもつながると考えています。

できる限り町の人口を減少させないためにはどうすればいいか、議会側でも地域振興対策特別委員会において議論しているところですが、私は、令和7年4月に始まりました日野町結婚新生活支援補助金について取り上げたいと思います。

1点目に、この制度は若者が結婚に踏み切るための少子化対策の補助金と理解していますが、この補助金の趣旨や制度の説明を求めます。

2点目に、この補助金の所管官庁はこども家庭庁と理解していますが、町のホームページでは定住や移住も対象とされています。この制度を利用された実績は何件あったのか伺います。また、その中で、移住となるご夫婦とも町外の方であった実績はあったのか伺います。もし件数が少ないのであれば、問合せを含めた利用者像を伺いたいと思います。

3点目に、この制度は一部を除き県内の各市町で同様の条件で実施されています。日野町で住んでいる方が、日野町を含め周辺市町でうちの新築を検討される場合は、補助内容だけを見ると各自治体同様なことから、アピールポイントはありません。これを定住・移住に効果のある制度とするため、最大60万円の補助金の金額を増やすことや条件である「お二人で500万円」という所得制限を広げることや、例えば新築加算というようなことを提案したいと思いますが、執行側はどのようにお考えか伺います。

また、周知方法など、令和8年度の取組についても併せて伺います。

議長（杉浦和人君） 5番、柚木記久雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 日野町結婚新生活支援補助金についてご質問を頂きました。

1点目のこの補助金の趣旨については、婚姻に伴う新生活に係る住宅取得費やリ

フォーム費用、引っ越し費用などの経済的負担を軽減することによって、これにより若い世代の地域への定住を促し、少子化対策にもつなげるものとして設けております。

制度の詳細ですが、ご夫婦ともに満39歳以下であり、所得合計が500万円未満である方を対象とし、補助金額は、夫婦双方の年齢が29歳以下の場合は上限を60万円、30歳から39歳までの場合は上限を30万円としております。

次に、補助金の利用実績については、令和6年度は住宅取得費で1件、令和7年度は引っ越し費用で2件の交付がありました。その中で夫婦共に町外出身のケースは1件となります。

利用された方の特徴としましては、結婚を機に町内で新生活を始めるご夫婦が主となっております。ご指摘のとおり件数が少ない状況ですが、引っ越しする際の費用負担軽減や住環境を整備する支援を目的としており、引き続き事業の周知を進めてまいります。

次に、補助内容の拡充や周知方法については、国からの地域少子化対策重点推進交付金を活用しているため、制度の大枠はその基準に沿っております。

ご提案いただきました補助金の増額や条件緩和については、新たに町の財源が必要となることから、近隣市町の状況を調査しながら検討してまいります。

現行の周知方法としては、婚姻届出をされる際に窓口で案内するとともに、町や県のホームページで情報を発信しております。今後はより幅広い媒体での情報提供も検討してまいります。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 回答全般につきまして、私なりにもうちょっと深掘りしてみました。補助金を利用する際のルールでは、ご夫婦の所得金額の制限があります。500万円ということですが、これを所得より分かりやすい収入として考えてみますと、一般的には500万円ですと650万円程度の年収が相当するそうです。国税庁発表の世代別平均年収やインターネットに発表されているウェブ上の調査の数字を見てみますと、20代後半の平均年収は男女差が少ないようですので、お一人350万円から400万円ぐらいが平均年収らしいです。お二人だとこの倍の金額になります。

そのため、平均的な年収のカップルは所得制限を超えてしまい、この制度を利用できません。この年代の350万円以下の収入帯に該当する人は大まかに、先ほどの各調査を見てみますと3割から4割になります。また、これを30歳代の平均年収で見ると、年齢とともに給料は上がりますので、年収額が大きくなるため全体の3割程度しか該当せず、おおむね7割の方がこの制度を利用できないというふうに捉えられます。

まず1点目ですが、これが昨年の利用実績の少なさにつながっていると思います

が、執行側ではどのようにお考えか伺いたいと思います。

また、一方で、結婚時にローンを組んで新築一戸建ての家を建てて生活をスタートする方も多くいらっしゃいます。これもインターネット上で拾ったデータでの平均値ですが、もうこういうような方が6割ほどあるとも書かれておりました。近隣市に比べ比較的地価の安い日野町でも、土地と建物で3,000万円とか4,000万円とか5,000万円の費用がかかります。今回の補助金対象外となる所得の多い層でも、ローンすることでお金も必要で、この結婚新生活支援補助金は使いやすい制度になることを皆さん望んでおられると考えます。こういう面での執行側の考えを伺いたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 柚木議員から質問を頂きましたので、お答えをさせていただきます。

所得制限と利用実績についてですが、補助金は国の制度に準拠し一定の所得制限が設けられておりますので、利用の幅を狭めている要因の1つであることについては認識しておるところでございます。また、制度の周知が十分でない可能性、また、実際に補助金を申請するときの手続が利用希望者にとって負担に感じられている可能性も、課題として捉えております。

制度の趣旨は、結婚を機に新生活を始める若い方の支援を目的としておりますので、より多くの若い世代に活用いただくことが非常に重要と認識しております。制度を使いやすくするために、所得制限については国の基準があると先ほども申し上げましたが、町単独での変更は難しい状況ですけれども、対象者になり得る方にどのような制度が使えるかということを明確に伝えられるよう、広報の活動等、強化する必要があると考えております。

また、利用実績が伸びない原因としまして、そもそも制度を知らされていないことがあるかもしれませんので、今後、結婚を検討されている若者に直接アプローチできるような媒体を活用しまして補助金の存在を広く知っていただくよう、私たちもちよっと考えていきたいと思っておりますので、ご意見いただいた部分をしっかり受け止めさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 最後、要望も含めてということになりますけど、課長のほうからいろいろ説明いただきまして、広報・周知の部分もこれからまたさらに頑張ってくださいということをお願いしたいと思います。

冒頭でも取り上げましたが、県内各市町、同じ制度を実施しています。若い世代の地域への定住を促進する一面を持つ制度であるとのことですし、新築してこの町で暮らす選択をしてくれる独身の日野町の住民様や、近隣他市町から日野町におい

て新生活をスタートすることを選んでいただくためには、この政策だけをもって決められる部分ではないんですが、他市町と横並びではこの町に来てくれず、ひいては人口の流出にもなってしまいます。

我が日野町は定住者が欲しい町です。そして、特に新築して日野町に住むことを決断してくれた方を増やす取組として本制度の拡充を強く要望したいということで、1点目の質問とさせていただきます。

続きまして、2番目に移ります。綿向山の冬季登山者の交通手段を考えるということで、2問目をさせていただきたいと思います。

綿向山は現在、綿向生産森林組合様の伐採作業に伴い、竜王山経由のコースを利用して登山できるのでありますが、予定では令和9年度から表参道コースを含め主要登山道が通行再開されるということを聞いています。

私の質問は、冬山利用が再開されるであろう令和9年12月からの冬山シーズンに向けてのお話をさせていただきます。

2年前の令和6年3月の議会でもこのことを取り上げさせていただきました。近年の冬山としての綿向山の人気はすごく、素晴らしい自然、手軽に樹氷を楽しむことと、綿向ブルーと言われる、降雪後、雪が降った後の青空を求めて多くの登山者が殺到していました。そのため、西明寺地区に近い3か所の御幸橋駐車場が満車状態になり、また、冬道用の装備をしていない県外ナンバーの車のスタックや周辺県道、生活道路への違法駐車が行われ、そのことから、冬季の救急車・消防車が地区内に入れないという不安の声がありました。

閉山といいますか、閉山前の何シーズンかは役場をはじめ関係者の方々が、早朝の積雪後の道路の車に対する交通整理にも当たっていただいたところです。

冬シーズンの綿向山への来訪者が一定数あることも、前回の一般質問で伺っています。令和6年4月から工事のため閉鎖になったため、この件は一旦お預けとなっていますが、令和9年の冬シーズンに向けて、改めて冬山登山バスの実施の検討の再開をお願いするものです。

具体的には、土日と祝日に西明寺口バス停まで、朝は上りが7時出発から3本程度かなと。下りは11時から3本程度の本数がいいのではないかと考えております。料金は運行することで利益が出る金額設定でいいかと考えます。なお、下界の発着場はパーク・アンド・ライドができる滋賀農業公園ブルーメの丘様の駐車場とか役場駐車場がベストかと考えます。

町外からの利用者が多いと想定できるので、発着場での軽食やお土産の販売ができると、さらにベストかなとも考えております。町外在住の登山愛好の方からも、要望を頂いております。このことに対する町当局の考えを伺います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 綿向山冬季登山者の交通手段についてご質問を頂きました。

綿向山については、議員ご指摘のとおり、冬山シーズンには樹氷や霧氷を楽しむため多くの登山者が訪れており、これまで西明寺地区の皆様のご協力により駐車場を確保し、町職員が交通整理に当たってきたところです。

冬山の登山バスについては、令和5年2月5日にパーク・アンド・ライド方式により運賃無料で実証実験を実施し、利用者数は延べ178人と一定のニーズを確認したところです。一方で、登山者の大部分は最寄りの駐車スペース等に自家用車で来訪されており、バス運行事業者からは、有料運行とした場合でも採算性の観点から運行は困難であるとの回答を得ております。

また、樹氷や霧氷は自然現象であり必ずしも見られるものではないことから、登山者数の予測が難しく、計画的なバス運行には課題があると考えております。

今後につきましても、冬季の綿向山登山者への対応の在り方を研究するとともに、既存の公共交通を活用したパーク・アンド・ライドの周知などに努めてまいります。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 論理的な回答で、なかなか反論できないんですが、改めて私から発言させていただきます。

以前の一般質問のときに伺った数字ですが、令和5年1月から12月でおよそ1万人、9,250名の方が綿向山に訪れ、1月と2月で4,500名だったと聞きました。決して少なくない数字だと思います。土日の休日、祝日の数で割れば、大体3分の1ぐらいになるのでしょうか。1日当たり200人程度ではないでしょうか。これより多い日もあるでしょう。

この数の人が県内からマイカーで来られると駐車場不足になります。はじめに申しました問題点が再び発生することになります。執行部の回答では、「バスの日八線終点の北畑口のバス停から西明寺まで徒歩でアクセスも可能」とアピールすることですが、この距離は長く長距離で、何人の方が利用されるかは、こちらのほうこそ不明です。

執行部からの回答では、登山アプリなどから天候状態のベストでないときは登山者が来られず、バスを用意するには課題があるとのことでした。そうかもしれませんが、私はシーズンで採算の取れる金額で実施したらいいのではないかと考えます。乗り物代をふるさと納税でお支払いいただく方法もあるかと考えます。

できるなら、地元の方にも、日野町の関係人口となる登山の来訪者の方にも、交通整理に出ていただく関係者の方にも三方よしの結果となることだと考え、提案させてもらっています。これは冬山臨時バスがベター、ベストの回答と私の考えは変わりません。一度チャレンジしましょう。改めて執行部に考えを伺います。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（加納治夫君） ただいま、柚木議員より再質問を頂きました。

バスの運行を行います場合、運行費用として1日当たり数十万円が必要となるほか、乗降対応や安全管理のために人員配置も別途必要となります。一方で、駐車スペースが存在する以上、バス運行をしても自家用車で来訪される登山者は一定数おられまして、駐車整理のための人が必要性がなくなるわけではございません。そのため、バス運行を追加した場合には駐車整理とバス対応の双方に人員の経費が必要となり、結果として費用は増加する見込みでございます。

これが例えば、霧氷が見られない、雪がないといった場合でもバスを運行することに関しては、急にキャンセルするということとかそういうことに関しても費用が要るわけですから、本当に計画的にしようとする場合は難しいかな、いろんな課題があるかなというふうに考えているところではございます。

しかしながら、地域の安全や生活環境を守る観点から、必要な範囲で関係者と連携を取りながら対応していくのが町では必要ではないかなというふうに考えております。今後も地域の皆様のご意見を伺いながら、無理のない範囲で適切な関わり方を検討してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 私も考えるに、本当にいろんな事情がありまして、いい答えは出にくいのかと思いますが、しかし、バスの運行が一番だという考えには変わりはないので、今、関係者と連携を取りながらということ言うていただいております。私もいろんな方法を考えたいと思いますし、他市町の状況、そういうところを私も研究して、また提案させてもらいたいと思います。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分から再開いたします。

－休憩 10時23分－

－再開 10時39分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、12番、中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、結婚支援の充実について、お伺いいたします。

厚生労働省の2025年人口動態統計の速報値によりますと、外国人などを含む年間出生数は、速報値としては過去最少を更新していました。また、婚姻数は前年速報値からは増加したものの、戦後3番目の少なさだったとも言われています。

日野町においても出生数は少しずつ減少しており、婚姻数もほぼ横ばい状態のよ

うに思います。少子化や若い世代の人口流出に歯止めをかけられる施策がますます必要になっているのではないのでしょうか。若い世代がいつまでも日野町に住みたい、また、他市町の人も日野に住んでみようかなと思ってもらえる町でありたいものです。

そこで、結婚に関する町の支援施策について、何点かお伺いいたします。

1点目は、結婚支援事業について、昨年度は2つの団体が婚活パーティー等を実施され、婚活支援をされています。また、町には日野町結婚プロジェクト「クラブキューピドン」がありますが、現在の活動状況や問題点があれば教えて下さい。

2点目は、結婚応援補助金事業を昨年始められましたが、あまり多くの人活用されていないように思います。この事業はマッチングアプリを運用する、しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」の登録料を助成するものです。事業の周知の方法は十分だったとお考えか、お伺いいたします。

3点目は、日野町の婚姻数の推移について、現状分析や取組等、町の見解をお聞かせください。

4点目は婚姻届についてですが、今、オリジナル婚姻届が多くあります。日野町の窓口にもオリジナル婚姻届を提出される方々があり、戸籍法で定められた規定、法定項目記載等を満たしていれば、オリジナル婚姻届を受理されていると聞いています。記念の写真なども撮られているようです。

結婚を決めたお二人を温かく祝福し、思い出となる特別なオリジナル婚姻届を作成されている自治体が増えてきていますが、日野町でもオリジナル婚姻届を作成してはどうかと考えます。町の見解をお伺いいたします。

5点目の結婚新生活支援補助金事業についてですが、これは先ほど柚木議員がご質問をされましたので、同じところではない視点で1点質問をさせていただきたいと思います。

この事業は日野町でも始められ、昨年度からは住宅費のほか、リフォーム費用、引っ越し費用も補助対象にされ、補助金額も拡充し、新生活を応援されています。しかしながら、日野町では賃貸住宅は対象外とされていますが、その理由を教えてください。

議長（杉浦和人君） 12番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） 結婚支援の充実についてご質問を頂きました。

1点目の婚活支援事業については、令和7年度に2つの団体が補助金を活用して婚活イベントを開催されました。事業終了後にはそれぞれの団体と課題について意見交換を行い、女性参加者が少ないことや事業運営への心理的ハードルが高いことが話題となりました。こうした意見を踏まえ、今後も団体と密に連携し、婚活支援

を進めていきたいと考えています。

また、「クラブキューピドン」については、現在16名が会員登録しています。主催事業はできていませんが、会員向けに婚活関連イベントの情報提供を行っています。

2点目の、結婚応援補助金の交付実績について、令和7年度は4件でした。周知について、町の広報誌やホームページに掲載はしておりますが、ターゲットに情報が届くように、SNSなど利用者がアクセスしやすい情報発信に努めるなど、さらなる工夫が必要だと考えております。

3点目の、日野町の婚姻数については、婚姻届を受理した件数を数えておりますので日野町に住所がない方も含まれてしまいますが、令和5年度が62件、令和6年度が60件、令和7年度は40件と減少しています。特に若年女性の人口減少や男性の未婚率が全国平均より高いことが婚姻数減少の要因の1つと捉えています。町としまして、若い世代の出会いの機会を広げる取組を、婚活等協力いただける団体とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

4点目の、オリジナル婚姻届の作成については、婚姻の届出は人生の節目となる大切な行為であり、届出をされるお二人を温かくお祝いすることは町として大切な姿勢であると考えております。デザインの作成費用など実務上の課題もあります。議員ご提案の趣旨を踏まえ、費用対効果、フォトスポット設置を含めた周辺施策と組み合わせながら検討してまいります。

5点目の、結婚新生活支援補助金で賃貸住宅が対象外とされている理由については、町では定住促進を目的とした制度設計をしているため、賃貸住居は適用外となっています。ただし、結婚に伴う引っ越し費用については賃貸住宅での新生活を始める場合も対象となりますので、この点も併せて制度の趣旨がご理解いただけるよう周知してまいります。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目についてなんですが、町がつくっておられるクラブキューピドンは、現在婚活をしてくださっているこの2団体のバックアップをもっとして欲しいというふうに思っています。先ほど女性の参加者が少ないとかそういう課題のこともおっしゃいましたけれども、例えばクラブキューピドンもここに参加していくとかコラボしていかれるとか、そういうことも考えられないのでしょうか。

そしてまた、近隣市町との広域的事業、以前やっておられたと思うんですが、県との連携事業などを主体的にこれはできないのか、お伺いいたします。

2点目は、しが・めぐりあいサポートセンター「しが結」の補助金の周知をもっと広げて欲しいなというのはありますけれども、同じ県の事業の中に、しが出会いサポート地域連携推進事業というのがあって、「しが結」もここにあると思

うんですけれども、結婚相談員なんかを置かれている市町も今あると思いますが、この日野町、相談員というのはなかなか1人雇うというのは難しいかなというふうに思いますが、結婚支援コンシェルジュというのも配置などということも書いてございます。そういう方の活用というのはもっとできないのでしょうか、お伺いいたします。

3点目は、私は結婚関係の質問を平成30年3月の一般質問で、同じような質問を以前させていただきました。そのときの町の窓口で受理した婚姻件数は、平成27年93件、28年が94件、29年が92件とのご答弁がございました。ただいまのご答弁では令和5年が62件。約8年ぐらい過ぎていていると思いますが、マイナス30。令和6年が60件、令和7年については40件ということで、50件余りのマイナスになっています。

8年ぐらいで約半分以下の件数になっているということで大変驚いたんですが、何か考えなければいけない状態になっているのではないかと私は大変不安に、不安というか心配をいたします。急激に減っている原因として考えられることを教えていただきたいと思います。ほかの市町に出されているということもあるのかも分かりませんが、ちょっとその原因について教えて下さい。

4点目はオリジナル婚姻届作成についてですが、現在、窓口で婚姻届受理に関わっている職員さんは、心を込めてお祝いの言葉であるとか振る舞いをされているというふうに思っております。また、写真などの声かけもされているというふうに聞いております。

ご答弁にありましたように、費用対効果ということをおっしゃったんですが、私もオリジナル婚姻届を作れば婚姻数がいきなり増えるとか、そういうふうには考えてはおりません。ただ、このオリジナル婚姻届を作る市町を見てみますと、自分の町のいいところを前面に出して、こういうところで住んでもらいたいという思いがとても強く感じられます。

日野町ももっと日野のいいところをアピールして、そして新生活をお祝いする気持ちが込められているというような、そういうようなものが自治体で作られているオリジナル婚姻届だというふうに考えております。町が思われているこの費用対効果というのはどういうものなのか、お伺いしたいと思います。

5点目なんですが、定住促進を目的とした制度設計で賃貸住宅はメニューに入っていないということなんですが、国のメニューの中には賃貸住宅も入っていて、礼金・敷金とか家賃などの貸与ということがあると思うんですが、新居を構えられた方と賃貸の方を区別するというのはちょっと私には違和感があって、先ほど柚木議員もおっしゃられましたが、2人合わせて所得が500万円を限度とされているということで、本当に大変厳しいスタートの生活になるのではないかなと思いますけれども、その方たちに新居を構えてというのはかなりハードルがこの辺高くなるので

はないかなというふうに私は想像いたします。

それで、まず賃貸で住宅に住んでいただいて、日野町は自然も豊か、土地も安い、そして子育て環境もいい、そんなふうに考えていただいて、そして定住しようというふうに考えていただければ、もっと発展的なものになるのではないかなというふうに考えますので、なぜそのところを区別されているのか、ご答弁を頂きたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 中西議員よりご質問を頂きましたので、お答えをさせていただきます。順番にお答えさせていただきます。

まず、クラブキューピドンの関係でございます。

クラブキューピドンについては、平成23年7月から開始して、婚活のイベントを定期的に開始してきたところでございます。近年ちょっと活動ができていないというところにつきましては、以前もお答えをさせていただいておりますが、参加者が特定の層に偏りがちであったこと、イベントの内容が固定化しマンネリ化したというようなことが課題ということで直面した関係で、より広くということで広域的な事業のほうにも参画をさせていただいて、東近江の圏域と一緒にさせていただくなりさせていただいたんですけども、そこでも同じような状況が生まれてきたということで、現在は「しが結」のほうを活用していただくということで、町のほうはこの「しが結」のほうにちょっと重きを置いて活動のご案内をさせていただいているのと、クラブキューピドンには現在も16名の方がいらっしゃいますので、その方については県なり広域でされる事業の案内をさせていただいたり、町内の団体で活動していただいている婚活のイベントのほうにもご案内をさせていただいているところでございますので、先ほどご提案いただいたようなコラボできないかというようなところにつきましては、一緒に役場の職員も協力させていただいておりますので、そういったところで今後も進めさせていただきたいと考えております。

あと次、「しが結」の関係で、コンシェルジュさんの話がございました。こちらにつきましては、国の交付金の事業の中に結婚支援コンシェルジュ事業というのがございまして、都道府県に結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、自治体の婚活支援を技術面・情報面から支援するというもので、市町との連携の強化を図るということで設置いただいているものでございます。

日野町のほうにも相談のほうを定期的にさせていただいてまして、直近ですと6月に打合せという形でさせていただいております。先ほども申し上げましたような日野町が直面する課題について相談させていただいているということで、婚活のイベントに女性の参加が不足していることとか、町で行っていただくいろんな婚活のイベントにちょっと踏み出せない、地域の支援をどうしたらいいとか、そうい

ったところにご相談もさせていただいているところなんですけども、そういったところがコンシェルジュの仕事でもあるので、また協力していただけるということの確認も取らせていただいたところです。

次、3番目の、婚姻届の数が少ないというところ、また、後ほど住民課のほうから答弁があるかも分かりませんが、先般、国勢調査が出たときにちょっと調べている部分もありますと、やはり転出のところの方が多いということで、これは先ほどの町長の答弁にもございましたが、やはり女性の方が就職なり婚姻を機に町外に転出されている方がいらっしゃるということと、あと結婚される方が少ない部分で男性の晩婚化というのがありますので、そういったところでやはり届けのほうが少ないというのが先ほどの答弁のとおりかなと思っております。我々ちょっとそういうような形でしか一旦は分析ができていないところです。

次、4番目は住民課のほうで答弁させていただきますので、5番目の、結婚新生活補助金の賃貸住宅の対応でございますが、これも先ほど町長答弁させていただいたとおりですけども、この制度設計をさせていただいたときに、あくまで日野町のほうに定住していただくということで、賃貸でなく家を取得していただいて、そこに住んでいただくというのが大きな達成の制度設計でございましたので、そういった意味から現在は対象としておるところでございます。

ご指摘いただいたように、賃貸住宅で始める方も多いと聞いてございますが、引っ越しの費用につきましては賃貸であれ新たに住宅を取得された方についても対象となつてございますので、こちらのほうはご利用いただけるようにご案内をさせていただいておりますが、制度の具体的な内容をもう少し我々も研究しながら、住宅の賃貸というところに補助ができるかどうかということは、もう一度考えていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） 先ほど、費用対効果についてのご質問を頂きました。

費用対効果についてですが、コスト面として、デザインの制作、印刷等に一定の費用が生じます。効果面から見ますと各市町の独自婚姻届による届出は全体から見ると限られています。民間の無料ダウンロードサービスが多数普及していることも背景にあるものと考えております。

しかしながら、費用対効果は数値だけで測るものではなく、オリジナル婚姻届は届出をされるお二人の記念となり、日野町への愛着を感じていただくきっかけとなるものと考えております。

それともう1つ、婚姻届の件数なんですけども、昨年度は40件だったんですけども、全体で日野町に関わる、本籍、夫、妻、新本籍に関わる、日野町に本籍を置かれる方が大体200件ぐらいということで、全体で、全国でほかのところに出される

方もいらっしゃるので、160件ほどはほかの市町村で出されているという状況になります。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 婚姻届の数、窓口に出された数にこだわるわけではないですが、ちょっと違和感を感じられませんか。以前、8年前ぐらいは90件ぐらいを維持していたのが40件です。ちょっと何かせなあかんというふうに私は思ったんですが。

本籍地がほかにある方とか、女性、男性の所在のところとかいろいろあると思うんですが、なぜ日野町の窓口を選んでもらえないのか、やっぱり問題があるのではないかというふうに私は推測してしまうんですが、やっぱりもうちょっと分析されて。

いずれ減っていくという、少しずつ減っていくというのは分かるんですが、あまりにも急激に減る。90件あったのが60件。何か足りないのかなというのをやっぱりもうちょっと感じていただいて、研究していただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

そして、2点目はオリジナル婚姻届なんですけど、本当に、結婚の式場ですとか雑誌とかにも今は載っているようで、大変、いろんな、とてもすてきなところがあるんですが、そういうものを選択される方もたくさんおられるので、それはいいと思うんですが、日野町もやっぱり日野町をアピールしていく1つのことだということにも捉えていただきたいというふうに思いますし、写真のフォトスポットというお話も先ほど出たんですが、例えば、オリジナル婚姻届はなかなかちょっと時間かかるのかなと思うんですが、日野町が本当にここを誇りたいというようなところを撮っていただきたいなと思うんですが、そういうようなフォトスポットを役場のところに設置するようなお考えはありますか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） 結婚の届の数が少ないことで、何か足りないので研究できないかというところがございますが、町では、以前も申し上げていますが、少子化対策なり子育て支援の中でいわゆる結婚支援の部分、いわゆる出会いからというところまで含んでいわゆる戦略会議のほうを設けておりますので、そちらのほうで何かできないかというようなことの取組は随時行っているところです。

また、8年度から実施して、まだ進められていないんですけども、関係人口の創出ということで、若い方が日野町のほうに移り住んで、日野町を見て、いずれこちらのほうに住んでいただきたいというようなことの取組を始めさせていただいている、これから始めさせてもらうんですけども、当然のことながら、先進の事例を見ますとその中でいわゆる出会いがありというようなところのことも行われているようですので、そういったことも期待しながら事業のほうが進められたらと考え

ておりますので、そういったところが、数年先にはなりますけども、成果として出てくることを期待して事業のほうを進めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（増田武司君） 日野町の窓口で出されない理由というところなんですけども、実際のところは分析まで至っておらず、婚姻届は戸籍法に基づいてお受けさせていただいていますので、その数が急に減ったというのはなかなかちょっと分析はしにくいかなと思っております。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（大西敏幸君） フォトスポットの件ですけども、他の周辺、他の施策を考えながらさせていただこうかなとは思いますが、最近では自撮りとか、自分らで撮られてされる方も、お天気がよければ外でされている方もいらっしゃると思いますので、フォトスポットができたらいいなと思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） もう質問ではありませんが、やっぱり日野町をもっとアピールしていく、新婚生活を始められる方を本当にお祝いして、日野町に住んでもらいたい、そんな願いというのを全面に感じていただけるような取組というのをしないと、日野町はなかなか選んでもらえないのではないかなというふうに感じますので、また研究をよろしく願いいたします。

それでは、次に幼児教育・保育の充実についてお伺いいたします。

第6次日野町総合計画の中で、幼児教育・保育の充実のところでは、「日野町幼児教育研究会を中心に、研修や園内研究を進め、保育の質の向上に努めるとともに、様々な保育ニーズに対応できる保育サービスの充実と施設整備等に努めます」となっています。また、第3期日野町子ども・子育て支援事業計画では、「人材の確保として幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育ニーズに対応するために保育士・教諭等の確保に努めます。また、専門職の配置等を検討し、現場負担の軽減と全体的な組織強化を図ります」としています。

町では日野町幼児教育保育の在り方検討懇話会を設置され、今後の公立幼稚園・保育園およびこども園の在り方を含め、日野町における持続可能な就学前の子育て環境の将来像について検討され、提言書が提出されています。

現在、日野町では2園の幼稚園が休園され、新こども園の開園に向けて取り組まれているところでございます。また、全体的には幼児教育・保育施設の再編整備が進められようとしているところであります。

そこで、幼児教育・保育の充実について、何点かお伺いいたします。

1点目は、保育所における食育は生涯にわたる食を営む力の基礎を培うため重要

とされています。心身の成長を支え、食べる楽しさを知ることは大変大切です。町の公立保育園、認定こども園での食育の取組をお伺いいたします。

2点目は、現在、福祉保健課配属の栄養士が保育所の給食と献立検討等の対応をしておられますが、アレルギー対応や調理師との連携は十分なのか、お伺いいたします。

3点目は、教育・保育ニーズに対応するため、保育士の確保にも取り組まれているところだというふうに思っています。保育者にとって魅力的な就職先であることも大切だというふうに思っています。今、おむつを定額で利用できるおむつのサブスクリプション、サブスクですが、事業をされている保育園があります。保護者がおむつに名前を記入したりする手間が減り、保育士も個々に仕分などの時間が軽減できるというふうに言われています。保育園でのおむつのサブスク導入への町の見解をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 幼児教育・保育の充実についてご質問を頂きました。

1点目の、公立園での食育の取組について、各園では様々な経験を通じて、園児が食に関する興味や関心を持てるよう、創意工夫しながら日々食育に取り組んでいるところです。

取組の一例として、ふだんの生活では園児や保護者に対し、早寝・早起き・朝ご飯の大切さを伝えております。また、給食室前にはその日の給食の献立を写真やイラストを交えて掲示しており、調理中の給食の匂いと相まって、園児たちは給食を楽しみにしてくれています。これは自園給食だからこそ可能なことであり、五感を感じられる町独自の食育をこれからも大切にしていきたいと考えております。

また、公立園の5歳児を対象とした食育クッキングを毎年実施しています。ご飯を炊いたりカレーやみそ汁を作ったり、友達と協力して調理することで、調理の楽しさや自分たちで作ったものをおいしく頂くうれしさを体験し、食への関心を高める取組も行っております。

次に、アレルギー対応や調理師との連携については、公立園における給食献立は子ども支援課の栄養士が作成しています。アレルギーへの対応として、日野町保育所給食におけるアレルギー疾患対応マニュアルに基づき、アレルギー疾患等調査票を入園児の保護者へ配布し、入園説明会当日に調査票を回収し、アレルギー等の内容確認を行います。

アレルギー対応の申出があるお子様は医療機関を受診いただき、管理指導表の作成を依頼します。この管理指導表を基に、園長、養護教諭、調理師、福祉保健課の管理栄養士が協議を行い、個別対応を行っています。

これまでに於いて事故等は発生しておらず、今後も安心・安全なおいしい給食の

提供に取り組んでまいります。

次に、月額定額料金を支払うことで保育施設で使用する紙おむつ等が使い放題になる、いわゆる「おむつのサブスク」サービスの導入については、保育施設におむつなどが直接届くことで、主に0歳から2歳児の保護者および保育現場の負担軽減が図られる有効な取組であると認識しています。県内におきましても、彦根市や栗東市などで導入事例があると聞いています。

町では既に令和6年度から公立・私立全ての保育園におきまして紙おむつの廃棄処分を実施しており、保護者の持ち帰り負担の解消や保育現場の業務効率化に一定の成果を上げているところです。おむつのサブスクについてもこれまでの取組をさらに一步進めるものと考えますが、導入については費用負担の在り方や町内私立園との調整など整理すべき課題等もございます。

今後、先行自治体の運用事例をはじめ、保護者や保育現場におけるニーズ等を調査し、町の実情に合った最適なサービス内容について研究してまいります。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、何点か質問させていただきます。

1点目は、園児たちが給食を楽しみにしているというふうなご答弁がありましたし、町独自の食育を大切にしていこうということもございました。大変ちょっと少し安心いたしました。

そこでなのですが、子どもたちにとって食材ということも大切なことだというふうに思っております。地産地消の現状をお伺いしたいと思います。

また、子どもの偏食や孤食といったものが今増えてきているというふうにもお聞きいたしました。子どもたちに残食ですとか偏食、そういうような傾向が多く見られるのか、その点をお伺いいたします。

2点目は、アレルギーの種類が今いろいろ増えてきて、果物ですとか様々なアレルギーのあることが言われているんですけれども、個別対応をされていくということで、調理師さんですとか保育士さんの仕事量が大変増えていっているというような現状はありませんでしょうか。

3点目は、保育園等でおむつの廃棄処分を実施されて、保護者の持ち帰りの解消ですとか、保育現場にも業務効率に一定の成果が上がったというふうなことでございました。この業務効率化について、ほかにもされていること、また、やろうとされているところがあれば教えていただきたいと思います。

また、このサブスクについてなんですけれども、調整すべき課題の1つとして、費用負担の在り方というのも挙げられました。これはどういうことなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

そしてまた、町内の私立園との調整というのも挙げられましたが、これは一斉に

公立も私立も一緒に行わなければいけないという前提のお考えなのか、その点もお聞きしたい。検討と一緒にされるのはいいのかなというふうには思うんですが、先行自治体にお話を伺いますと、やはりまず1園で実施されて、そのうち検討をされて広げていかれるというのが多いようです。また、本格的な実施をするにはアンケートですとか、また、そういう実証も必要なのではないかなという、すぐにできるものではないと私も思っております。

また、肌の弱い子どもさん、利用できない理由のある方もあると思いますので、そういうところではやっぱり理由書を書いていただいて、そういうことも認めていくというような方法を取っておられます。

やはり、保育士さんの業務効率につながっているということ、また、子どもたちにその時間を向き合える時間をつくれるというようなこともお伺いいたしました。

それで、今言いました質問にお答えいただきたいと思うんですが。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 今、中西議員から3点、再質問を頂きました。

まず1点目、食育の観点から、まず地産地消の状況ということでご質問がございました。

今現在、日野町の公立園のほう、地産地消のほうではもちろん心がけておりまして、その中でなかなか全部が全部、日野町で取れた物というのが対応できておりませんが、その中でもやっぱりお米につきましては町内で収穫いただいた、本当に質の高いおいしいお米を、その日に炊いた炊きたてのよい匂いがするご飯をもちろん園のほうにも提供いただいて、保育所でもその園で、自園で炊きまして、子どもたちにしっかり提供できているというのはすごく大きいことやなというふうに思っております。

また、食材等も、日野町には大きい農家さん、農業をされているところも増えてまいりまして、今、給食部会等でもそういった旬の食材は何とか地元で取れた物を使えないかなということで検討いただいているという状況もございます。

また、その中で残食の状況につきましては、特に園のほうにつきましては、もともと量の調整もしていることもございまして、ほとんど残食は今ないという状況です。しっかりと子どもたちが楽しく頂いて、本当に残りものもなく、しっかりと栄養を取っていただいているのかなというふうに思っております。

2点目、アレルギー対応のことで、園の調理室職員についての負担はどうかということでございます。

先ほど町長答弁にもありまして、町では令和6年にアレルギー対応マニュアルをこしらえまして、そのマニュアルに基づいて現場のほう対応いただいております。そこにもしっかりと、もともとアレルギーを持った子の状況を把握しておりますので、

その子用に食器の色を変えたり、しっかり名前を書いてラップして、その子にしっかり提供ができるように確認するというようなこともマニュアルにも書いておりますので、そういった面では、やはり慎重に対応している関係上、負担は増えているとは思いますが、本当にそれが子どもの命に関わる大切なことということで認識いただいて、現場のほうはちゃんと毎日対応いただいて、今も事故もなく過ごしていただいているという状況やと思っております。

3つ目、おむつのサブスクの話から、状況、費用負担の在り方等いただきまして、確かにその費用負担の在り方というのが、やはりその月額料金の、ほかの先行事例を聞いてみますと、大体2,000から3,000円の間で毎月費用負担が要するというようなことを、それを保護者に負担していただくのか市町が負担を一部するのか、補助するのか、そういったことがいろいろ検討課題というか、していかなあかんのかなというふうに思っているのと、また、今も言いました、例えば布おむつを使っておるご家庭への対応とか、一定、基本的にはこのおむつのサブスクを全保護者さん、園児さんが利用してもらわなあかんのかどうか、そういったことも、答弁にもありましたように、ニーズ調査というか現場の状況を確認した上で今後研究を進めていきたいというふうに思っております。

そしてもう1つの、私立園との連携についてなんですが、先ほどもありました、おむつの廃棄処分は私立園とも調整させていただきまして、一斉に町内の保育所で全部がおむつの処分を、ちょっと時期は若干遅れた部分はありますが、対応いただいたということで喜んでおりますし、後から来ていただきましたみらいしゃくなげ保育園さんについても町の状況を鑑みていただきまして、おむつの処分は実際していただいているという状況でございます。

こちらのほうも、できれば、町の子どもはみんな一緒なので一緒に私立園さんも合わせて、サブスクを利用されるかそういった対応を検討いただくということで、そういった協議の場はしっかりと持っていかなあかんというふうには思っているんですけども、そういったことも含めて、今後いろいろ町と私立園との連携に努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、1点だけ再々質問を。

議長（杉浦和人君） 答弁漏れです。

子ども支援課長（森弘一郎君） ちょっと答弁漏れがございまして、申し訳ございません。そのほかの業務効率化、できていることは何かというのがちょっと抜けておりました、申し訳ございません。

公立園につきましては、これまで業務の効率化ということも何らかの形で図っておりました。例えば事務の軽減につきましては、こちら子ども支援課と公立園の現

場のほうと、いろいろ園長会を通じまして、こういうことを子ども支援課でしてもらえへんかとか、現場ではなかなか人が足りない分、なかなか難しいということもありまして、子ども支援課でできる範囲、それから園でできる範囲を連携してやろうということ、分散してやろうということの取組をさせてもらったり、あとまた、最近ですと、保育補助さんがいらっしゃいまして、その一定役割が終わった後、若干ではありますけども、その園の必要な事務と一緒に協力いただいて、例えば子どもに分かりやすい何か飾りつけのいろんな折り紙を使った物を作っていたりとか、若干の事務で書類を作成いただいたりとか、そういう形でも新規に始めさせていただいたということがございます。

また、職員の配置におきまして、今まで園長先生、主任の先生という体制を、園長先生、また、主幹教諭や主幹保育士、それから主任の先生という体制で、人員の体制を含めまして業務の分散と、それから連携体制の強化ということも取り組んできたというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） それでは、再々質問させていただきます。

今、保育園に求められていることってすごくたくさんあって、とても大変だなというふうに私も思うんですけども、保育園ですと、日野の保育園ですと6か月の乳児さんから5歳児さんまでを保育されているという状況で、もう本当に子どもたちって1年1年成長の段階が違いますので、保育園なんかですと本当に、ミルク、離乳食、そして、柔らかいものから食べていって、5歳ぐらいになると本当に、就学前なので小学校の給食にも耐えられるようなもので大丈夫なのかなというふうに思うんですけども、今の段階でとても保育士たちがやりがいを持って当たっていただいているので安全な保育ができていいのかというふうには思うんですけども、やっぱりもう少し保育士さんがやりがいと、そして自分がやりたい保育というのができるような取組を町としても、それは人員の補助なのか、もう少し軽減できるもの、労務の軽減をしていくべきなのか、そういうところももう少し考えていっていただきたいなというふうに思います。

それで、離職される、例えば、すごい志を持って保育、子どもたちに携わってくれた方が、仕事の大変さで離職に至るような経緯というのはないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（森弘一郎君） 中西議員から再々質問を頂きました。

まず、最初に頂きました、やりがいのある保育、そういった形での保育士さんのモチベーションが何とか上がらないかということで頂きました。今回、私もこっちらに來させていただきまして、幼児教育・保育の再編整備計画とか、そういった在り

方検討懇話会の話も含めまして、本当に今、保育士さんや保育者さん、いろんな方々と話を聞かせてもらったりさせていただいた中で、やっぱりその辺、改めて保育士さんが思っておられる、自分たちが思っている理想の保育の形、子どもに対する思いとか、本当にいろいろ話せてきたかなというふうには思っておりまして、やっぱりそういったことが、なかなか今まで急激に町の状況も子どもたちの状況も変わってきた中で、対応を何とか、今までいろんな工夫をしながら対応してきたんですけども、やっぱりそれももう、ようやく今、もうそろそろ限界という言い方はあれなんですけども、本当に新しい形に対応しなあかんというようなこともしっかり保育園の先生方も認識いただいて今に至っているのかなというふうに思っていますので、本当に話し合い、コミュニケーション、現場の声をしっかりと町としても受け止めながら、今後も子どもたちのそういった明るい将来を育む土台という形での、施設整備も含めまして、園の先生方の関わり方も、スキルアップも含めて対応していきたいなというふうに考えております。

また、離職につながるというような形は、日野町におきましても、若い保育士さんが就職いただいてから短期間で職を離れるということもここ近年ございます。やっぱりそこで、その現場の先生方のお話、本人さんにもお話を聞かせていただきますと、やはり要としては人材育成の面で、しっかり連携が図れていなかったというようなことが、本当にコミュニケーション不足というのがもうここに尽きるかなと思うんですけども、そういった形で、やっぱり上の者、若い子に近い年齢の者、そしてその方々に関係するみんながコミュニケーションを図って、深めて、本当に自分たちの思いも語りながら、この子に対する保育、どう関わるかということをお伝え合うということが必要だったのかなということをお、こちらでも反省点として思っております。

そういったことが、これから大きい園を整備する中で本当にさらに必要だなというふうに感じておりますので、しっかりと今後もそういった人材育成、それから連携体制の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

12番（中西佳子君） 最後になりますが、要望というか、質問ではありませんが、在り方検討懇話会が提出された「子育て環境の未来に向けての提言」の中では、「子ども、保護者、保育者いずれもが「楽しく」「笑顔」でいられる保育環境を実現することが必要です」ということが言われておりました。

今、町では本当に幼児教育施設等の再編に向けて様々な取組をされているところでもありますし、本当に今、大きな変換期にあるのではないかなというふうに私は感じています。住民が求めておられる、子育て世代が求められる保育・教育、そういうものを実現できるように、本当にまた検討、また、皆さんが力を合わせて取組

をいただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、本日午後２時から予算決算特別委員会、16日午前９時から総務常任委員会、午後２時から産業建設常任委員会、17日午前９時から厚生常任委員会、午後２時から地域振興対策特別委員会、18日午前９時から議会力向上特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。各委員会への招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

６月24日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

一 散 会 １１時３０分 一